

木材利用促進月間展を開催します！

～ 10月 は木材利用促進月間です ～

令和3年10月に施行された「都市（まち）の木造化推進法※」において、国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、漢字の「十」と「八」を組み合わせると「木」という字になることにちなみ、10月8日が「木材利用促進の日」、10月が「木材利用促進月間」と定められました。

この月間にあわせて、松本地域振興局では、地域の木工業者の皆様のご協力により、松本地域で県産材を用いて製作された木工製品を展示します。木工製品には、金属やプラスチック等の人工物にはない、温かい質感や香りがあります。ぜひ手に取って、木の良さを感じてください。

※正式名称：脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

1. 展示期間

令和7年10月6日（月）午後1時から 10月31日（金）午後3時まで

〔 前半：10/6（月）～10/17（金）と
後半：10/20（月）～10/31（金）で展示内容が変わります。〕

2. 展示場所

松本合同庁舎 1階
玄関ホール



つながる木のいのち

～ 長野県森林づくり県民税 ～

平成20年度に導入された「長野県森林づくり県民税（通称：森林税）」は、公共・民間施設の木造・木質化や、子ども向け木工体験活動の支援など、県民の皆様へ森林の恵みや木のぬくもりをもっと身近に感じていただけるための取り組みにも活用されています。



確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る

—— しあわせ信州創造プラン3.0 ——
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

長野県総合5か年計画推進中

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

[長野県は「SDGs未来都市」です]



長野県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

<問い合わせ先>

松本地域振興局 林務課
（課長）丸山 （担当）林務係 森山
普及係 清水

電話 0263-40-1926（直通）

FAX 0263-48-2490

E-mail matsuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp